

介護保険料負担限度額認定証 の申請手続きについて

～対象者は早めに認定を受けましょう～

■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340 (内) 113・132・135

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設）や、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用した際の食費・居住費は、利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて3段階の自己負担限度額が設けられています。

認定を受け自己負担限度額の適用を受けるためには申請が必要です。

【昨年度認定を受けた方も、再度申請が必要です】

現在認定を受けている方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しており、その有効期間は1年（令和元年7月31日まで）となっています。引き続き制度を利用するには新たに申請が必要となりますので、お忘れなく早めのお手続きをお願いします。

※現在の認定者には6月下旬に申請書を送付する予定です。

負担減額の対象者（利用者負担段階別）

第1段階…世帯員全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている方または生活保護を受けている方

第2段階…世帯員全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方

第3段階…世帯員全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方

以下の条件に該当する方は給付の対象となりませんのでご注意ください

- ・世帯全員が住民税非課税でも、世帯分離している配偶者が住民税課税である場合
- ・世帯全員が住民税非課税（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える方

基準費用額（施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額）

利用者負担は、施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。
※1日あたり

居住費…ユニット型個室 1,970円、ユニット型個室的多床室 1,640円
従来型個室 1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 1,150円）
多床室 370円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 840円）

食費… 1,380円

自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居 住 費					食 費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (老健等)	従来型個室 (特養等)	多床室	
第1段階	820円	490円	490円	320円	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円	420円	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	650円

※第1～3段階に該当しない人でも、特例的に第3段階の負担軽減を受けられる場合があります。